

○白井市市民自治組織活動補助金交付要綱

平成15年3月11日

告示第38号

改正 平成18年2月17日告示第16号

平成20年2月20日告示第13号

平成22年3月31日告示第54号

平成30年11月15日告示第125号

(趣旨)

第1条 市長は、市民自治組織の健全な育成を図るため、市民自治組織が実施する活動に要する経費について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき、市民自治組織に対し補助金を交付する。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、「市民自治組織」とは、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、地域住民の意思の疎通の緊密化と福祉の向上を図るため、自主的に設立された住民組織をいう。

(一部改正〔平成18年告示16号・20年13号〕)

(市民自治組織の設立)

第3条 市民自治組織を設立しようとする地区の代表者は、白井市市民自治組織設立承認申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(追加〔平成18年告示16号〕)

(補助対象)

第4条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、市民自治組織が実施する活動とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象活動の実施に要する経費（別表に定める経費を除く。）とする。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、4月1日現在の市民自治組織の会員の世帯数に850円を乗じて得た額とする。

2 年度途中に設立された市民自治組織に対する補助金の額は、市民自治組織を設立した日における市民自治組織の会員の世帯数に850円を乗じて得た額に、当該日の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)とする。

(一部改正〔平成18年告示16号・20年13号・22年54号〕)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民自治組織の代表者(以下「申請者」という。)は、白井市市民自治組織活動補助金交付申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、白井市市民自治組織活動補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の決定後、申請内容の変更が生じたときは、白井市市民自治組織活動補助金変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当であると認めるときは、白井市市民自治組織活動補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（一部改正〔平成18年告示16号〕）

（実績報告）

第10条 補助対象者は、事業完了後、速やかに白井市市民自治組織活動補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成18年告示16号〕）

（確定通知）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、白井市市民自治組織活動補助金確定通知書（別記第7号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（一部改正〔平成18年告示16号〕）

（交付の請求）

第12条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、白井市市民自治組織活動補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に請求するものとする。

（一部改正〔平成18年告示16号〕）

（交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（一部改正〔平成18年告示16号〕）

（概算払の請求）

第14条 補助対象者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、白井市市民自治組織活動補助金概算払請求書（別記第9号様式）に理由書を添えて市長に請求するものとする。

（追加〔平成18年告示16号〕）

(返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた市民自治組織があるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成18年告示16号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(白井市市民自治組織運営補助金交付要綱の廃止)

2 白井市市民自治組織運営補助金交付要綱(昭和60年告示第45号)は、廃止する。

附 則(平成18年告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(白井市集会施設整備補助金交付要綱の一部改正)

2 白井市集会施設整備補助金交付要綱(昭和59年告示第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱の一部改正)

3 白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱(平成3年告示第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年告示第13号)

この告示は、平成20年4月1日から施行し、改正後の白井市市民自治組織活動補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 22 年告示第 54 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の白井市市民自治組織活動補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 30 年告示第 125 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条第 2 項関係）

（一部改正〔平成 18 年告示 16 号・30 年 125 号〕）

補助対象とならない経費

- 1 会議に係る食事代及び 1 人当たり 1 回につき 180 円を超える茶菓代
- 2 懇親会費
- 3 人件費及び賃金
- 4 交際費及び慶弔費
- 5 会員に対する報酬、謝礼等
- 6 市民自治組織が所有する資産等に係る経費
- 7 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- 8 他の制度により補助の対象となる経費
- 9 その他自己資金が適当と認められる経費

別記第1号様式（第3条関係）

白井市市民自治組織設立承認申請書

年 月 日

（あて先）白井市長

住 所
氏 名
電話番号

白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第3条の規定により下記のとおり市民自治組織を設立したいので申請します。

記

- | | | |
|---|----------|---------------|
| 1 | 市民自治組織名称 | |
| 2 | 会員の世帯数 | 世帯 |
| 3 | 班 数 | 班 |
| 4 | 添付書類 | 自治会規約（別添のとおり） |

第2号様式（第6条関係）

白井市市民自治組織活動補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名

代表者住所

氏名

㊟

白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり白井市市民自治組織活動補助金の交付を申請します。

記

- 1 4月1日現在の市民自治組織の会員世帯数 世帯
- 2 申請金額 円
（4月1日現在の会員世帯数 ×850円）
- 3 添付書類
 - （1）4月1日現在の市民自治組織の会員名簿
 - （2）活動計画書

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市市民自治組織活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市市民自治組織活動補助金については、下記のとおり決定したので、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

第4号様式（第8条関係）

白井市市民自治組織活動補助金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名

代表者住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった市民自治組織の活動計画を下記のとおり変更したいので、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

変更の内容及び理由

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市市民自治組織活動補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更の承認申請のあった白井市市民自治組織活動補助金については、下記のとおり承認したので白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

承認内容

第6号様式（第10条関係）

白井市市民自治組織活動補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名

代表者住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（変更承認）のあった市民自治組織の活動について、事業が終了したので白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定（変更承認）額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）補助金積算書
 - （2）活動報告書

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市市民自治組織活動補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白井市市民自治組織活動補助金については、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり額を確定します。

記

確定額 金 円

第8号様式（第12条関係）

白井市市民自治組織活動補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名

代表者住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった白井市市民自治組織活動補助金を、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

第9号様式（第14条関係）

白井市市民自治組織活動補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名

代表者住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白井市市民自治組織活動補助金を、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、本年度の組織活動費に充てるため、概算払いをお願いします。

記

補助金概算払請求額 金 円

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 2 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕、一部改正〔平成 20 年告示 13 号・22 年 54 号〕）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 4 号様式（第 8 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 5 号様式（第 9 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 6 号様式（第 10 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 7 号様式（第 11 条関係）

（全部改正〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 8 号様式（第 12 条関係）

（追加〔平成 18 年告示 16 号〕）

第 9 号様式（第 14 条関係）

（追加〔平成 18 年告示 16 号〕）